

レンタル約款

この度は、株式会社DMSレンタル商品にお申し込みいただきありがとうございます。
商品のお申し込みに際しましては、下記の約款の内容を十分にご理解いただき
了知の上レンタル申込書にご署名、ご捺印をお願いします。

第1条 【総則】

本レンタル約款は、ご契約者(以下甲という)と株式会社DMS(以下乙という)
との間の高濃度水素水サーバースイソサムWP-1000S(以下レンタル製品という)
のレンタル契約について適用します。

第2条 【契約のお申し込みと成立】

甲は、乙所定のレンタル申込書によって契約を申込み、第6条2項に定める設置が完了した
時点をもって、契約成立とします。

第3条 【レンタル期間】

レンタル期間は契約成立後24ヶ月となります。それ以降は特別な事情のない限り12ヶ月の
自動更新となります。

第4条 【レンタル料金】

レンタル料金、設置費用は、レンタル申込書に記載された金額とします。

第5条【レンタル料金の支払い】

毎月のレンタル料金の支払いは、原則、口座振替依頼書にて指定された金融機関口座から
毎月4日前月分を自動振り替えによりお支払いいただくものとします。但し指定された金融機関が
休日の場合は翌営業日の引き落としとなります。また振込みの場合はこの指定した金融機関へ振り込む
ものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第6条 【商品の設置および確認】

- 乙の定める商品の設置費用は、甲の負担となります。
- 甲は、商品の設置完了と同時に設置が完了したことを確認したことを以て確認契約が成立
します。

第7条 【商品の設置場所の変更】

甲が、レンタル期間中に商品の設置場所を変更する場合は、事前に乙に連絡するものとし
これによる経費の一切は甲が負担するものとします。

第8条 【商品の権利または義務の譲渡等】

このレンタル約款に基づいてお貸しする商品の権利または、義務は、乙に帰属します。
甲は、契約上の権利または義務の全部または一部を譲渡、担保の設定、賞与、販売
インターネットを含むオークションその他の処分をすることは一切できないものとします。

第9条 【取り扱い、メンテナンス、修理】

- カートリッジ交換は1年に1回の交換となります。(無償交換)ただし、水の使用量が多く
カートリッジの目詰まりや劣化が著しく現れる場合は、甲負担にてカートリッジ交換を
お勧めする場合があります。
- 商品改造、分解、汚損した場合は新品再生費として31,500円(税込み)を請求いたします。

第10条 【レンタル料金延滞】

甲が支払うべきレンタル料金が2ヶ月継続して滞納された場合、本商品を撤去いたします。
未払い分のレンタル料金に関しては請求いたします。なお、レンタル期間24ヶ月未満の場合は
第14条を適用し、合わせて請求いたします。

第11条 【商品管理】

商品は使用目的及び安全な用途を守って御使用ください。商品の故障が故意又は御使用上
の誤りあるいは使用目的以外の取り扱い、生活環境以外での御使用が原因となった場合
につきましては甲の負担にて有償で修理することとなります。

第12条 【甲の登録情報の変更】

甲は乙に届出している事項(氏名、住所、商号、代表者等)の変更がある場合は、速やかに
乙へ通知することとなります。

第13条 【レンタル商品の滅失、毀損】

- 甲がレンタル製品を滅失、毀損された場合は、乙へ速やかに届出するものとし、乙の
賠償金については、実損相当額をお支払いいただきます。
- レンタル製品が盗難、火災事故等にあった場合は、実損相当額をお支払いいただきます。

第14条 【契約の解約】

甲が本レンタル製品をご解約される場合は、契約残月数分までのレンタル料金を
お支払い頂きます。本レンタル製品撤去作業は、お申し出月の翌月末ま
で行います。予めご連絡いただけるようお願いいたします。なお、レンタル期間
24ヶ月未満の場合、撤去費用31,500円(税込)を別途請求いたします。

第15条 【契約の強制解除】

乙は甲が次のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく直ちに
レンタル契約を解除することがあります。なお、解除の通知は乙が甲に口頭
もしくは文書を問わず、通知を発した時に効力が発生することとします。
(連絡不可能の際は、配達記録郵便の消印日をもって効力日といたします。)

- レンタル料金の支払いが2ヶ月分滞り、乙からの催告にも拘らず支払いが
実行されない場合。
- 乙への申告、届出内容に虚偽の記載があった場合。
- 甲に対する破産の申し出、又は後見補佐もしくは補助開始の審判を受けた
場合。
- 甲からご登録いただいた連絡先に2ヶ月以上連絡がとれなくなった場合。
- その他、本約款に違反した場合。

【個人情報のお取り扱い】

第16条 乙はレンタル契約に関連して知り得た甲の個人情報に関し、別に定める
「個人情報保護方針」に則り適切に管理いたします。

【管轄裁判所】

第17条 本契約に関して裁判所手続きの必要が生じた場合、乙の所在地を管轄
する裁判所を管轄裁判所とします。

【その他】

第18条 本契約書に定めていない事項が発生した場合、及び本約款の解釈に疑義が
生じた場合は、甲、乙で誠意をもって協議解決するものとします。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

株式会社DMSは「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱業者
として、「プライバシーポリシー」を以下の通り策定し法令に照らして適正にお取扱いたします。
当社は、同法および関係法令等を遵守するとともにプライバシーポリシーの
継続的改善に努めてまいります。

【個人情報の利用目的】

当社は、お客様に関する情報を、次のような目的のために利用させていただきます。

- ・ご契約、ご購入いただいた商品、サービスの確認
- ・ご継続のための維持管理
- ・提携会社を含む各種商品、運営管理、商品、サービスの充実
- ・その他正当な目的のため

【個人情報の収集について】

当社は業務を適切に遂行するためお客様の氏名、住所及び電話番号等の情報を収集
しております。

【個人情報の第三者への開示、提供】

当社は次の場合を除き、お客様の個人情報を第三者へ開示、提供いたしません。

- ・お客様の同意があるとき
- ・各種法令に基づく場合のほか、個人情報保護法によりお客様の同意を得ないで
お客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- ・業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- ・個人情報保護法に基づき共同利用する場合

【個人情報の管理方法】

お客様に関する情報は、正確かつ最新なものに保つよう努めるとともに、社外への
漏洩等が発生しないよう万全を尽くします。

【個人情報の開示、訂正等】

お客様がご自身に関する情報について「個人情報保護法に基づく開示等」をご請求される
場合は、苦情・開示等お問い合わせ窓口までお申し出の上、当社所定の請求書類等
をご提出ください。当社では、ご請求者をご本人であることをご確認させていただいた上で
できる限り速やかに対応し、文書にて回答させていただきます。なお、お客様からの
ご請求に対して、手数料をいただくことがあります。